別冊１

尼崎市新図書館整備等事業
要求水準書（設計業務編）

令和８年６月

（令和８年８月一部修正）

尼　崎　市

目 次

第１ 総則 …… 1
１ 要求水準書の位置づけ …… 1
２ 要求水準書の変更 …… 1
第２ 業務実施に当たっての基本事項 …… 2
１ 業務目的 …… 2
２ 基本方針 …… 2
３ 業務の範囲 …… 2
４ 事業用地の概要等 …… 3
５ 業務実施に当たっての基本事項、適用基準 …… 4
６ 遵守すべき法令及び条例等 …… 4
（1） 法律等 …… 4
（2） 条例 …… 5
第３ 業務実施体制及び事業者の責務 …… 6
１ 業務実施体制 …… 6
（1） 基本事項 …… 6
（2） 従事者に求める能力等 …… 6
（3） 再委託及び成果物等の情報の適正な管理に係る条件の取扱 …… 6
２ 業務の計画、報告、記録、成果物等 …… 7
（1） 業務計画書等の作成 …… 7
（2） 打合せ及び記録 …… 7
（3） 提出書類 …… 7
（4） 設計の進め方 …… 8
（5） 修補 …… 8
（6） 設計図書等の提出 …… 8
（7） 成果物の取扱い …… 8
（8） 写真の著作権の権利等について …… 8
３ 業務の引継ぎ …… 9
４ その他 …… 9
（1） 設計条件変更 …… 9
（2） 建設業務が入札不調となった場合の措置等 …… 9
（3） 疑義等 …… 9
第４ 施設計画に係る要求水準 …… 10
１ 基本的事項 …… 10
（1） 管理運営法人等との連携による業務推進 …… 10
（2） 新図書館整備想定範囲及び設計業務対象範囲 …… 10
２ 施設計画の基本方針 …… 11
（1） 施設相互の機能連携に配慮した、まちに開かれた施設 …… 11
（2） 公園内の立地を活かした屋内外が一体となった施設 …… 11
（3） 世代・属性によらず多様な主体にとって利用しやすく居心地のよい施設 …… 11
（4） 複合施設として円滑な連携・管理運営が可能な施設 …… 11
（5） 防災・防犯へ配慮した施設 …… 12

（6） メンテナンス性及びフレキシビリティーを確保した施設 ……12
（7） 長寿命化、ライフサイクルコストの縮減に配慮した施設 ……12
（8） 環境に配慮した施設……12
３ 新図書館……13
（1） 建築計画……13
（2） 構造計画……22
（3） 設備計画……22
４ 外構・公園・道路リニューアル……27
（1） 基本的事項……27
（2） 公園施設の計画 ……28
第５ 業務実施に係る要求水準……32
１ 事前調査業務 ……32
２ 市民ワークショップ等の開催業務 ……32
３ 大井戸公園内の既存施設の解体設計業務 ……33
４ 新図書館の新築及び大井戸公園･一部周辺道路のリニューアルの
基本･実施設計業務……33
（1） 業務の対象範囲 ……33
（2） 基本設計……33
（3） 実施設計……34
（4） 申請業務……34
（5） 積算・コストマネジメント ……35
（6） その他関連業務 ……35
５ 関係者協議会支援業務……35
６ 工事監理業務（別途契約） ……36

別紙１－１　建築設計業務特記仕様書
別紙１－１－１　土質調査仕様書
別紙１－２　道路設計業務特記仕様書
別紙１－３　大井戸公園リニューアル設計業務等に係る成果物について
別添資料１　大井戸公園現況測量図（PDF形式）
別添資料２　大井戸公園既存建築物等関連図書
別添資料３　インフラ整備状況図（下水、給水、排水、水路）
別添資料４　WOODY解体工事存置対応状況（抜粋）

第１ 総則

１　要求水準書の位置づけ

「尼崎市新図書館整備等事業要求水準書（設計業務編）」（以下「要求水準書（設計業務編）」という。）は、本市が実施する尼崎市新図書館整備等事業に係る管理運営等業務及び設計業務（以下「ＤＯ業務」という。）のうち、設計業務について、本市と設計業務委託契約を締結し設計業務に従事する法人（以下「設計法人」という。）に対して本市が要求する性能の水準を示すものである。

なお、ＤＯ業務のうち、管理運営等業務に係る要求水準については、【別冊２　尼崎市新図書館整備等事業要求水準書（管理運営等業務編）】（以下、「要求水準書（管理運営等業務編）という。」に示しており、用語の定義を含め、相互に関連するものである。

２　要求水準書の変更

本市は、ＤＯ業務の業務期間中に、法令等の変更、災害の発生、その他特別の理由による業務内容の変更の必要性等により、要求水準書（設計業務編）の変更を行うことがある。それに伴い、設計法人が行う業務内容に変更が生じるときは、設計業務委託契約書の規定に従い所定の手続を行うものとする。

第2 業務実施に当たっての基本事項

1　業務目的

本市は令和 7 年 12 月に、尼崎市立北図書館（以下「北図書館」という。）及び尼崎市立女性・勤労婦人センター（以下「トレピエ」という。）の再編を伴う建替えや、大井戸公園のリニューアルを含む一連の公共施設等整備・維持管理運営に係るプロジェクトについて、現状と課題の整理や、まちづくり及び施設整備のコンセプトなどの基本的事項を取りまとめた「新図書館整備等基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定している。それに基づいて実施する新図書館の新築及び大井戸公園・一部周辺道路のリニューアル事業（以下「本事業」という。）について、基本計画に示すまちづくりのコンセプトや施設コンセプトの実現及びその持続向上を目指し、多様な利用者や使い方を意識した本事業に係る設計を行うものとする。また、本市及び同時に選定予定の管理運営法人等と協働し、市民意見も適切に取り入れながら、空間と運営双方のあり方を考えた設計を行うものとする。

2　基本方針

本事業に係る設計は、次に示す方針に沿って行うこと。

(1)　鉄道駅近傍という立地や、図書館、市民交流施設、都市公園といった用途上の特性を活かし、基本計画に示すコンセプトの実現およびその持続向上のため、創造性を最大限発揮して新しい価値の創出に努めること。

(2)　本事業の設計者として、業務目的を踏まえたうえで、創意工夫をもって利用者の多様なニーズに応えられるよう、適正な設計に努め、市民の信頼に応えること。

(3)　地域の歴史・文脈や景観、風土等を踏まえ、武庫之荘らしい風景の創出に努めるとともに、地域の魅力向上につながるよう、まち全体への視座をもって設計を行うこと。

(4)　予防保全を基本とした効率的な維持修繕を可能とするような設計に努めること。

(5)　施設のライフサイクルコストの削減や脱炭素・省エネルギーに資するような設計に努めること。

(6)　本市及び管理運営法人等と密に連携し、管理運営等業務の内容を充分に理解したうえで、利用者ニーズへの対応や運営・維持管理のしやすさ等の観点から、共創によるより良い環境・空間の実現に努めること。

3　業務の範囲

ＤＯ業務において設計法人が実施する業務の範囲は、次に示すとおりとする。

(1)　事前調査業務
(2)　市民ワークショップ等の開催業務
(3)　大井戸公園内の既存施設の解体設計業務
(4)　本事業の基本・実施設計業務
(5)　関係者協議会支援業務
(6)　工事監理業務（別途契約）

なお、(6)については、設計業務委託契約とは別途、工事監理業務委託契約を締結する予定である。

４　事業用地の概要等

事業用地である大井戸公園の立地条件の概要は、下表に示すとおりである。

所在地	尼崎市南武庫之荘３丁目 425 番地ほか
敷地面積	26,479 ㎡（公有財産台帳上の公園敷地面積）
都市計画等	公　園　種　別：地区公園 用　途　地　域：第１種中高層住居専用地域 容積率の上限：200％ 建ぺい率の上限：12％※ 高　度　地　区：第２種高度地区 その他地域地区：準防火地域

※都市公園法施行令第６条第１項第１号及び第３号に規定する建築物（教養施設、屋根付き広場等）については、上限 10％、同項各号に規定する建築物のいずれにも該当しない建築物については、上限 2％。（都市公園法第５条の９第１項に規定する場合を除く。）

（1）現況図等（下記資料を参照のこと）

事業用地の関係図面及び関係資料は次に示すとおりである。

ア　大井戸公園現況測量図（PDF 形式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別添資料１

イ　大井戸公園現況測量図（CAD データ）※

ウ　大井戸公園既存建築物等関連図書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別添資料２

※応募予定法人にのみ参考資料として配布する。希望する者は、【別冊３　提案様式集】の「直接配布資料配布申込書」（様式 1-1）に必要事項を記入の上、提出すること。

（2）インフラ整備状況等

事業用地及び周辺のインフラ整備状況等は、以下の参考資料を参照すること。

なお、インフラの整備状況については参考資料であり、詳細は各施設管理者に確認すること。

（参考）インフラ整備状況図（下水、給水、排水、水路）・・・・・・・・別添資料３

（3）土地利用履歴及び地盤条件

事業用地の土地利用履歴及び地盤条件については、次に示すとおりである。

ア　（参考）事業用地地歴調査関連図書※

イ　（参考）WOODY 地下工作物存置状況（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別添資料４

ウ　（参考）WOODY 解体工事存置対応状況（全文）※

※応募予定法人にのみ参考資料として配布する。希望する者は、【別冊３　提案様式集】の「直接配布資料配布申込書」（様式 1-1）に必要事項を記入の上、提出すること。

５　業務実施に当たっての基本事項、適用基準

建築物の設計に係る基本的事項、適用基準については、別紙１－１建築設計業務特記仕様書に定める。公園・道路リニューアルについては、兵庫県設計業務等共通仕様書（最新版は兵庫県ホームページ https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks04/wd04_000000057.html を参照）及び別紙１－２道路設計業務特記仕様書に定める。

６　遵守すべき法令及び条例等

設計業務の実施に当たり、遵守すべき法令（施行令及び施行規則等を含む。）及び条例等は次に示すとおりである。このほか、設計業務に関連する法令等を遵守すること。

なお、建築確認申請に当たり関係法令に基づく許認可等が必要な場合は、設計法人がその許認可等を取得しなければならない。また、関係法令が新規に法施行・改正されている場合は、最新の内容を遵守すること。

(1) 法律等

ア　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
イ　図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）
ウ　建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
エ　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
オ　都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
カ　都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
キ　文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
ク　土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
ケ　消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
コ　道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
サ　下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
シ　水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
ス　電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
セ　水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
ソ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
タ　大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
チ　騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
ツ　振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
テ　景観法（平成 16 年法律第 110 号）
ト　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
ナ　資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
ニ　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
ヌ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
ネ　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
ノ　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
ハ　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
ヒ　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
フ　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）

ヘ　公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）
ホ　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
マ　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）
ミ　健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
ム　労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
メ　労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
モ　警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
ヤ　駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
ユ　自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 55 年法律第 87 号）
ヨ　個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
ラ　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
リ　公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）

（2） 条例

ア　兵庫県建築基準条例（昭和 46 年兵庫県条例第 32 号）
イ　兵庫県まちづくり基本条例（平成 11 年条例第 29 号）
ウ　兵庫県福祉のまちづくり条例（平成 4 年条例第 37 号）
エ　兵庫県環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年条例第 28 号）
オ　兵庫県地域安全まちづくり条例（平成 18 年条例第 3 号）
カ　兵庫県景観の形成等に関する条例（昭和 60 年条例第 17 号）
キ　兵庫県情報公開条例（平成 12 年条例第 6 号）
ク　兵庫県屋外広告物条例（平成 4 年条例第 22 号）
ケ　兵庫県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 35 号）
コ　尼崎市建築基準法施行細則（昭和 40 年尼崎市規則第 68 号）
サ　尼崎市自治のまちづくり条例（平成 28 年尼崎市条例第 51 号）
シ　尼崎市の環境をまもる条例（平成 12 年条例第 51 号）
ス　尼崎市民の福祉に関する条例（昭和 58 年尼崎市条例第 9 号）
セ　尼崎市都市美形成条例（昭和 59 年尼崎市条例第 41 号）
ソ　尼崎市住環境整備条例（昭和 59 年尼崎市条例第 44 号）
タ　尼崎市火災予防条例（昭和 37 年尼崎市条例第 2 号）
チ　尼崎市火災予防規則（昭和 37 年尼崎市規則第 33 号）
ツ　尼崎市都市公園条例（昭和 33 年尼崎市条例第 17 号）
テ　尼崎市個人情報保護条例（平成 16 年尼崎市条例第 48 号）
ト　尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年尼崎市条例第 13 号）
ナ　尼崎市公共調達基本条例（平成 28 年尼崎市条例第 54 号）
ニ　尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成 22 年尼崎市条例第 58 号）
ヌ　尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 22 年尼崎市教育委員会規則第 5 号）

第３ 業務実施体制及び事業者の責務

１　業務実施体制

(1) 基本事項

ア　本市及び管理運営法人等と円滑な連携が可能な体制を確保すること。

イ　業務ごとに必要とされる知識、能力を備えた人員を配置すること。なお、構造、設備、造園等の分野別で、配置される人員の所属企業等が異なることは認めるが、一事業者としての実施体制を構築し、責務を全うすること。

(2) 従事者に求める能力等

ア　募集要項「第３－２-⑵-イ　構成法人等の個別参加資格要件」に規定する技術者を配置すること。

イ　工事監理業務は「第５－６　工事監理業務（別途契約）」で定めるものとする。

ウ　管理技術者については、業務着手前に管理技術者届を本市に提出すること。届には、設計者としての経験等を示し、実績等を証明する書類を添付すること。

エ　管理技術者は、本事業の目的・趣旨・内容を十分踏まえたうえで、次の要件を満たす者を選出すること。

⑺　設計業務を一元的に管理し、取りまとめることができる者。

⑴　現場で生じる各種課題や本市からの求めに対し、的確な対応ができる者。

⑼　前項⑺及び⑴の要件については、病気・事故・死亡・退職等特別な事情により管理技術者を変更した場合も同様とする。

オ　「第４－２-(3) 世代・属性によらず多様な主体にとって利用しやすく居心地のよい施設」の実現に向けて、新図書館の建築設計と一体的な内装や書架、什器等のインテリア空間のデザインを推進できる業務実施体制を確保すること。

カ　管理技術者、各主任技術者の経歴、連絡先等を業務着手前に設計業務計画書に記載の上、本市に報告すること。

キ　関係機関への各種申請は設計法人にて行うこと。設計業務及び許認可に当たり必要となる有資格者を適切に配置すること。

ク　本市への完成確認報告は、管理技術者が行うものとする。

(3) 再委託及び成果物等の情報の適正な管理に係る条件の取扱

再委託及び成果物等の情報の適正な管理に係る条件の取扱については、「別紙１－１建築設計業務特記仕様書」に定める。

２　業務の計画、報告、記録、成果物等

(1)　業務計画書等の作成

設計業務については契約後すみやかに、次に示す業務計画書等を本市に提出し、本市の承認を得ること。

ア　設計業務計画書（組織体制を含む。）

イ　設計工程表（実施設計、建築確認申請等各種申請手続及び本市との調整の工程）

ウ　設計から施工（家具什器及び設備備品等の設置を含む。）、引き渡し及び必要な許認可等の取得まで含めた総合的な概略工程表（施工期間等についてはその時点での想定でよい。）

エ　設計業務着手届

オ　管理技術者届及び各主任技術者届（設計経歴書を添付のこと）

カ　協力技術者届

(2)　打合せ及び記録

ア　設計業務の実施に当たっては、本市の担当者、管理運営法人等と連携を図り、十分に打合せ等を行うこと。

イ　打合せ内容については、全て設計法人が記録することとし、記録簿を作成して本市に報告するとともに、相互に確認すること。

ウ　工事監理業務についても上記に準じて実施すること。

エ　設計業務の中間時点において管理技術者が各業務の進捗を確認し、本市に中間報告を行うこと。

(3)　提出書類

次のア～ウ及び(1)に掲げる書類以外の提出書類については、「別紙１－１建築設計業務特記仕様書」に定める。公園・道路リニューアルについては、兵庫県設計業務等共通仕様書（最新版は兵庫県ホームページ https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks04/wd04_000000057.html を参照）及び「別紙１－２道路設計業務特記仕様書」並びに「別紙１－３大井戸公園リニューアル設計業務等に係る成果物について」に定める。

なお、内容が重複するものについては本書に定めるもののみを提出すれば足り、ア～ウについては、本市が別途指定する様式により、それぞれ次に定めるときに提出すること。

ア　再委託承認申請書：再委託契約を締結しようとするとき

イ　請求書：業務が完了したとき

ウ　完了報告書：業務が完了したとき

(4) 設計の進め方

ア　初回及び中間の重要な設計打合せには、管理技術者及び各主任技術者が同席すること。

イ　管理技術者は、設計業務の進行過程において、建築設計、構造設計、設備設計及び外構・公園・道路リニューアル計画に係る設計の調整・検討を行い、その経過を適宜本市に報告し、確認を受けること。

ウ　業務内容は、本市が随時点検するものとし、遂行方法等について改善指示を行った場合は、設計法人において、速やかに対応すること。

エ　緊急の事項、重大な事項、その他本市の定める事項については、随時本市に報告すること。

オ　設計金額が工事予算額を超えないよう、留意して設計すること。工事予算額を超過した場合、設計及び積算の修正を行うこと。（詳細は「第５-４-(5)積算・コストマネジメント」参照。）

カ　市民ワークショップ等により市民意見を効果的に聴き取りながら設計を進めることとし、その反映等については、随時本市に報告し確認すること。

キ　必要に応じて本市が要求する設計業務に関する資料、データ等を提供すること。

(5) 修補

ア　本市から修補を求められた場合は、速やかに修補をしなければならない。

イ　本市の業務委託契約約款に基づく委託業務の完了を確認するための検査に合格しなかった場合は、直ちに修補をしなければならない。

ウ　なお、修補の期限及び修補完了の検査については、本市の指示に従うこと。

(6) 設計図書等の提出

建築物の設計図書等の提出に関する事項については、「別紙１－１建築設計業務特記仕様書」に定める。公園・道路リニューアルについては、兵庫県設計業務等共通仕様書（最新版は兵庫県ホームページ
https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks04/wd04_000000057.html を参照）及び「別紙１－２道路設計業務特記仕様書」に定める。

(7) 成果物の取扱い

成果物を提出するときは、設計法人は責任ある審査を行い、本市の承諾を得たうえで提出すること。提出されたCADデータについては、当該施設の工事の受託者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(8) 写真の著作権の権利等について

設計法人は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

ア　写真は、本市が行う事務並びに本市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

イ　次に示す行為をしてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(ｱ) 写真を公表すること。

(ｲ) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

３　業務の引継ぎ

(1) 管理運営法人等が円滑かつ支障なく管理運営等業務を遂行できるよう、必要となる引継ぎを行うこと。なお、引継ぎにかかる費用については、事業者の負担とする。

(2) 設計及び工事監理期間終了時に引継書を作成し、管理運営法人等が円滑かつ支障なく管理運営等業務を遂行できるよう、引継ぐこと。

４　その他

(1) 設計条件変更

ア　本市は、必要と認めた場合、設計条件の変更をすることができるものとする。

イ　この場合の手続き及び費用負担等については設計業務委託契約書で定めるものとする。

(2) 建設業務が入札不調となった場合の措置等

設計業務では本事業の工事価格の算定を行うが、実勢価格の変動等によって入札不調となった場合、その後の再見積・設計内容の調整等の作業については、設計業務には含まないものとする。

(3) 疑義等

ア　設計法人が設計業務に係る各種規程・要領等を別に定める場合は、本市と協議を行うこと。

イ　設計業務を実施するうえで、設計業務委託契約書及び本要求水準書に記載のない事項について、疑義が生じた場合は本市と設計法人との協議の上、定めるものとする。

ウ　その他、本要求水準書に記載のない事項については、本市と協議を行うこと。

第4 施設計画に係る要求水準

1　基本的事項

（1） 管理運営法人等との連携による業務推進

管理運営法人等が作成する事業計画を参考にするなど、管理運営法人等の意見や助言をもとに設計業務を行うこと。

（2） 新図書館整備想定範囲及び設計業務対象範囲

ア　阪急武庫之荘駅、駅前の商業地及び駅南側のメイン道路（武庫之荘南部区画第 151 号線。以下「駅南線」という。）からのアクセス性や、「シティスポーツクラブ尼崎 WOODY」の敷地として利用されていた土地（以下「WOODY 跡地」という。）の活用が可能であること等を踏まえ、限られた財政負担の中で効果的な施設整備を行うことや維持管理への配慮の観点から、新図書館の整備（建築工事）想定範囲は、WOODY 跡地と周辺の公園部分を含めたエリア（以下「新図書館エリア」という。）を基本とする。

イ　新図書館エリアへのアクセス環境を一体的に設計する必要があることを踏まえ、設計業務対象範囲は、大井戸公園全域、隣接する市道及び歩道を含む範囲とする。

ウ　建築工事又は土木工事で実施する範囲をそれぞれ設定することを含め、最適な工事発注方法についても、基本設計段階において検討することとする。

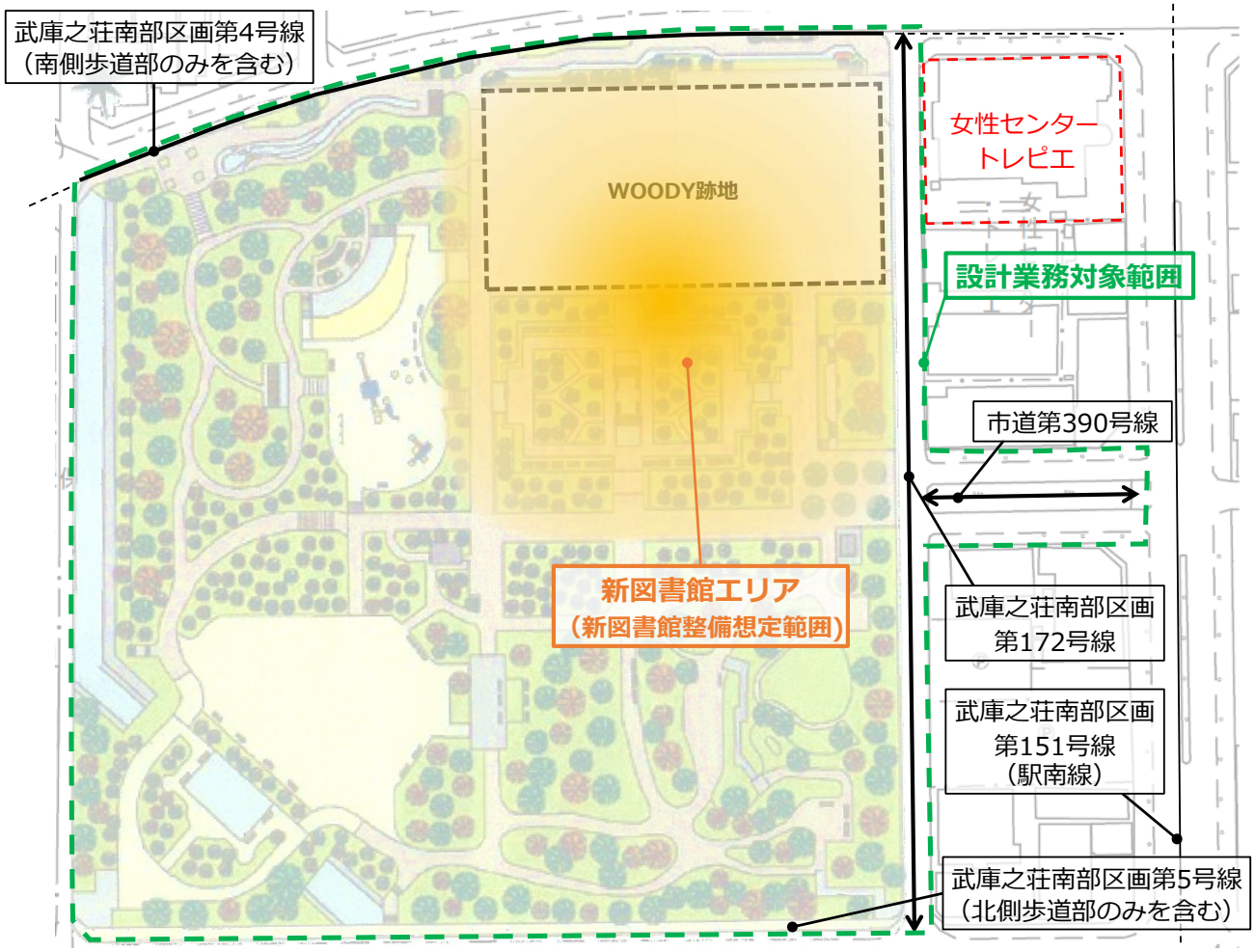

図　新図書館整備想定範囲及び設計業務対象範囲

２　施設計画の基本方針

(1) 施設相互の機能連携に配慮した、まちに開かれた施設

ア　新図書館、新トレピエ、大井戸公園が連携できるような連続的な配置とし、大井戸公園周辺を含む武庫之荘駅南側エリアに賑わいや交流を生み出せるような施設計画とすること。また、建物内の諸室の配置も同様の視点から工夫すること。

イ　大井戸公園の角地に面する立地を活かし、地域に開かれた施設計画とすること。

ウ　新図書館への主要動線は、東側（市道）や南側（公園）を基本として、阪急武庫之荘駅や駅南線から公園への動線におけるゲートウェイとしての効果的なアプローチを計画すること。また、管理運営法人等が行うトレピエ跡地の活用方策検討についても、同様の視点から適切に助言等を行うこと。

(2) 公園内の立地を活かした屋内外が一体となった施設

ア　現存する自然環境（樹木、バラ等）の保全に配慮しつつ活用することで、新図書館と公園との一体性や大井戸公園らしさを感じられる施設計画とすること。

イ　公園に面したテラス等の屋外又は半屋外で読書等ができるスペースを多く確保することや、児童閲覧スペースや多目的ホール、カフェ等を公園に面した１階に配置することなどにより、屋内外が一体感ある空間となるような施設計画とすること。

ウ　屋内外でイベント・催事が実施でき、かつ図書館として求められる静けさを備えた空間も確保できるような施設計画とすること。

(3) 世代・属性によらず多様な主体にとって利用しやすく居心地のよい施設

ア　新図書館は階数３以下（地下は想定しない）の建物とすることを基本として、それぞれの市民が必要な諸室を機能に応じた利便性の高い場所に配置し、利用者自身が効果的な活用方法を発見しながら、多様な使い方ができるような施設計画とすること。

イ　ユニバーサルデザインの視点に立ち、誰もが不自由なく利用できるように配慮すること。

ウ　公園や駐車場（整備する場合）、外周道路から新図書館への移動が安全かつスムーズとなるよう建築物の配置・構造及び外構に配慮すること。

エ　明るく、清潔で開放感溢れる空間が創出される施設計画とすること。

オ　日常的に様々な目的で利用でき、また無目的でも利用しやすいよう、気軽に使いやすく居住性に優れた空間が創出される施設計画とすること。

(4) 複合施設として円滑な連携・管理運営が可能な施設

ア　様々な活動がしやすく、各機能が多面的な要求に対応できるような諸室配置とすること。それにより交流が生み出せるような施設計画とすること。

イ　多様な利用形態に対応できるように、諸室の柔軟性を持たせた計画とすること。

ウ　利用者、管理者それぞれに対して明確な動線計画とすること。

(5) 防災・防犯へ配慮した施設

ア　大井戸公園は、尼崎市地域防災計画上、大地震に起因する大火災の輻射熱、延焼等の危険を避けるための「大火災避難場所」に指定されている。また、武庫川洪水ハザードマップにおいて 1.0～3.0m 未満の想定浸水深となっていることも踏まえ、本市は新図書館を「津波等一時避難場所」に指定する予定であることから、2 階建ての場合は屋上、3 階建ての場合は 3 階に屋内だけでなく外部からも直接アクセス可能なスペースを計画すること。なお、詳細は本市と協議すること。

イ　新図書館は、地震、火災、集中豪雨及び台風等などによる被害を最小限にくい止めるため、建築構造部材、非構造部材、設備機器等の安全性を確保したものとすること。

ウ　災害発生時には避難しやすく、かつ、職員による避難誘導がしやすい動線が確保されたものとすること。

エ　利用者が安全かつ安心して利用できる空間とするため、防犯性を考慮した配置計画、動線計画、照明計画、設備設計を行うこと。

オ　管理運営業務範囲は死角を最小化するともに、防犯カメラを適宜設置すること。

カ　犯罪・迷惑行為の発生が想定される空間は、管理者が迅速に対応できるよう、視認性・アクセス性を高めた設計とすること。

(6) メンテナンス性及びフレキシビリティーを確保した施設

ア　事業期間終了後を含めて施設の耐用年数を通じて維持管理を容易に行うことができること。

イ　供用開始後の利用者ニーズや管理運営状況等を踏まえ、課題解決やサービス水準の向上等に向けて、利用者とともに変化していくことのできる余白や可変性、柔軟性を備えた計画とすること。

ウ　将来的な大規模修繕や日常的なメンテナンス、修繕・改修時における安全性や効率性に配慮した設計とすること。

(7) 長寿命化、ライフサイクルコストの縮減に配慮した施設

長期間の使用を見込んでいることを踏まえ、材料及び機器等は、品質、性能、耐久性等を総合的に勘案したものとし、ライフサイクルを通じて全体の費用の軽減が図られるよう配慮すること。

(8) 環境に配慮した施設

ア　室内環境（温度、湿度、照明、採光、防音等）を快適に保ちつつ、エネルギーの効率的利用及び断熱性を考慮すること。

イ　自然エネルギーの有効活用や、低環境負荷材料の使用により環境に優しい施設とすること。

ウ　新図書館には、ゼロカーボンシティ実現に向けて、高断熱化や庇等の日射調整及び自然採光・通風等による設備負荷低減、環境への負荷の少ない設備やカーボンニュートラルに配慮した製品等の導入を積極的に行うこと。また、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物（ZEB-Ready）とし、認証を取得すること。

エ　再生資源を活用した建築資材や再生利用・再利用可能な建築資材、解体容易な材料の採用等、資源循環の促進を図ること。

３　新図書館

(1)　建築計画

ア　施設規模

(ｱ)　新図書館の計画延べ床面積は 4,000 ㎡程度とする。また新図書館の建築費（家具什器・備品を含む。）の目安は 4,884,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）として提案すること。ただし、新図書館に付帯する外構（造成、駐車場（整備する場合）、広場、工作物等）や図書館情報システム運用・保守管理業務に係る点検や修繕に係る費用は含まない。

(ｲ)　新図書館の外構（造成、駐車場（整備する場合）、広場、工作物等）及び公園・一部周辺道路リニューアル（公園管理事務所・倉庫及び便所の建替えを含む）の工事費の目安は 917,400 千円（消費税及び地方消費税を含む。）として提案すること。

イ　高さ・階数等

新図書館の階数は 3 以下とすることを基本として、階数・高さ、地盤面高さの考え方については、次の要求事項を満たしたうえで設計法人の提案によるが、景観や周辺環境への圧迫感の低減、プライバシーの確保等に配慮するとともに、日影規制等の関係法規上の高さ規制を遵守した計画とすること。

(ｱ)　新図書館エリアとその接続する前面道路及び公園敷地との高低差や、新図書館エリア内の高低差を踏まえて適切に設計し、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた施設とすること。

(ｲ)　大井戸公園内の各公園施設と新図書館エリアの外構との連続性や一体利用、新図書館の利用者及び運営者・管理者の動線並びに新図書館利用者のプライバシーの確保等に配慮すること。

(ｳ)　本市は新図書館を「津波等一時避難場所」に指定する予定であることを考慮し、地盤面の高さや建築計画について提案すること。なおコスト縮減や安全で円滑な避難動線、屋内外の一体感ある空間を求めていることなどを考慮して柔軟な提案を行うこと。検討に当たっては、本市が作成している「武庫川洪水ハザードマップ」を参照すること。

ウ　意匠・景観

(ｱ)　地域の歴史・文脈を十分に踏まえるとともに、現在の周辺環境や景観特性を的確に捉え、これからの尼崎をリードする施設としての象徴的なデザインを指向すること。

(ｲ)　建築物のデザイン・色彩・形状等の意匠は、新図書館のコンセプト「知と人とまちがにぎわう図書館」を踏まえ、サインや広場、緑地など付随するものも一体的なものとして、大井戸公園や周辺地域と調和した景観が形成されるよう適切に計画すること。

(ｳ) 多様な利用者の視点を意識し、利用者にとって親しみやすい施設となるような意匠とすること。

(ｴ) 使い方などを限定しない柔軟な運営ができるような余白のあるデザインとすること。

(ｵ) 必要なサインは空間のデザインと合わせて、分かりやすく親切なデザインとすること。

(ｶ) 日常的な清掃等の維持管理のしやすさ、定期点検のしやすさ等に配慮した意匠とすること。

(ｷ) 図書資料等の日光による劣化等に配慮するなど、備品が適切に保管・管理されるよう計画すること。

エ　諸室計画

諸室及び共用部の構成やその面積については、次に示す表「想定している新図書館の諸室・スペース及び面積」を基本とするが、管理運営法人等の意向を含め、民間事業者の創意工夫やノウハウを活かした、コンセプトの実現に寄与するような、より魅力的な施設整備につながる提案を期待する。最終的には管理運営法人等及び本市と協議の上、配置や規模等を定めること。

表　想定している新図書館の諸室・スペース及び面積

エリア	諸室・スペース	面積
コモンズエリア	屋内広場 (エントランスホール)	適宜
	オープンギャラリー	50㎡程度
	飲食スペース(カフェ)	提案による
市民交流・創造・発表・地域活動エリア	クリエイティブスタジオ	計400～450㎡程度 (5～7室程度)
	多目的室	
	多目的ﾎｰﾙ・控室	350～400㎡程度
児童・親子エリア	児童閲覧室	計650～700㎡程度 (これ以上とすることも可)
	キッズスペース	
	お話し室	
	お話しテラス	適宜
開架閲覧・学習エリア	一般開架・閲覧室	計650～700㎡程度 (これ以上とすることも可)
	ブラウジングコーナー	
	予約本コーナー	
	YAコーナー	50㎡程度
	参考室	50㎡程度
	個人学習スペース	適宜
	グループ学習室	15㎡×3室程度
	対面朗読室	15㎡程度
	読書テラス	適宜
管理・運営エリア	事務所・バックヤード	200㎡程度
	レファレンスコーナー	適宜
	貸出カウンター	適宜
	ボランティア室	30㎡程度
	書庫	100～150㎡程度
その他	収納・倉庫	適宜
	トイレ	適宜
	授乳室	適宜
	ベビーカー置き場	適宜
	その他	適宜

※閲覧室については、共用部等の規模圧縮により上記以上の面積とすることも可とする。

■　開架閲覧・学習エリア

○　一般開架・閲覧室等（計 650～700 ㎡程度以上）

・　市民が日常的に訪れ、滞在したくなるような、オープンで居心地の良いゆとりのある閲覧環境とし、くつろぎ・憩いを感じられる居場所とすること。

・　全体として音環境のグラデーションを形成するなど、賑やかな「動」の空間と静謐な「静」の空間の両方を備えるような空間構成とするが、一般の閲覧室では少なくとも通常の会話程度は自由にできる環境とすること。

・　多様な活動と図書がつながり、学びが深まるような配架計画とし、閲覧環境に合わせた家具・什器を計画すること。

・　書架等に設置するサインはわかりやすさやデザインを工夫すること。（他の諸室においても同様。）

・　読書や学習・仕事など多様な利用に対応できるように、様々な仕様の閲覧席等を工夫して計画すること。

・　自然と知に触れられるような空間構成とするとともに、外部やコモンズエリア等とつながりのある場所にブラウジングコーナー（100 ㎡程度）を設けること。

・　蔵書は IC タグ管理とし、これに必要な機器類を設置するスペースを確保すること。なお、適当な数の自動貸出機や図書の自動検索用端末を設置できるように計画すること。

・　利用者が予約した本をスムーズに借りられるよう、受付近くの利便性に配慮した位置に予約本コーナーを計画すること。

・　貸館利用者も含め、多くの利用者が日常的に目にするような場所に、時節や地域性等のテーマに応じた図書に関する企画展示等ができるスペースを計画すること。

・　閲覧室には、飲食物の持ち込みが可能なエリアを設けることとし、耐汚染性や清掃が容易な仕上材を採用するなど、必要な対策を行うこと。なお、食事が可能なエリアは限定的とし、蓋つき容器入り飲料については、基本的に全館持ち込み可能とすることを想定しているが、詳細は管理運営法人等と協議のうえ決定する。

・　十分にゆとりある居心地のいい閲覧環境を確保したうえで、基本計画に示す蔵書計画も踏まえつつ、貸出冊数増加や、図書と出合い学びにつながる機会の増加など、図書サービスの向上に寄与するような配架方法や閲覧席の配置・デザイン等の工夫を行うこととし、経年による蔵書の増加に加えて、開館後のニーズや利用状況等への対応として、書架の増設等により収蔵可能冊数の増が可能な計画とすること。なお、計画に当たっては積載荷重を十分考慮すること。

○　YA（ヤングアダルト）コーナー（50 ㎡程度）

・　子どもや中高生の知的好奇心を刺激するような閲覧環境とし、6 千冊以上を配架可能な計画とすること。

・　座席を多数設け、中高生グループ等が居心地よく過ごせるような空間とすること。

○　参考室（50 ㎡程度）

・　歴史・郷土資料に触れられるようなテーマ配架等も可能な配置とし、5 千冊以上を配架可能な計画とすること。

・　区画された個別の部屋として設けることにこだわらず、参考資料を配架する書架と閲覧するための座席を設けたスペースとして計画すること。

○　個人学習スペース（適宜）

・　様々な形態・配置・仕様の座席を計 60～70 席程度以上確保すること。

・　静謐な環境で勉強や読書に集中できるような、100 ㎡程度のサイレントルームを設けること。また、利用状況が部屋の外からわかるよう工夫すること。

・　サイレントルーム以外は、閲覧室等の様々な場所に適宜オープンな形で分散配置すること。

・　利用者のパソコンなどの電子機器使用ニーズを踏まえて、電源コンセントなどを備えた座席を可能な限り多く確保すること。

○　グループ学習室（3 室、15 ㎡程度／室）

・　利用者同士で会話しながら学習できるスペースとして、各室 15 ㎡程度で計 3 室程度計画すること。

・　室外から利用状況が見えるような仕様とすること。

○　対面朗読室（15 ㎡程度）

・　バリアフリー・ユニバーサルデザイン、防音性を考慮した計画とすること。

・　会議室等としても使用できるような、汎用性の高い設えとすること。

・　3～5 席程度を確保し、部屋の入口前に点字図書等を収納可能な書架を設けること。

○　読書テラス（適宜）

・　屋上を含めた屋外又は半屋外のテラス空間を読書スペースとして利用できるように計画すること。

・　公園の緑を感じながら読書等ができる空間となるよう、借景や緑陰を活用できる配置とすること。

・　内外を効果的につなぐ開放的な空間とし、椅子等を適宜設けること。

・　図書等の不正な持ち出しを防止する対策を講じること。

■　児童・親子エリア

○　児童閲覧室・キッズスペース・お話し室（650～700 ㎡程度以上）

・　十分にゆとりある居心地のいい閲覧環境を確保したうえで、基本計画に示す蔵書計画も踏まえつつ、児童書・絵本・紙芝居・児童新聞・児童雑誌等の貸出冊数増加や、図書と出合い学びにつながる機会の増加など、図書サービスの向上に寄与するような配架方法や閲覧席の配置・デザイン等の工夫を行うこととし、経年による蔵書の増に加えて、開館後のニーズや利用状況等への対応として、書架の増設等により収蔵可能冊数の増が可能な計画とすること。なお、計画にあたっては積載荷重を十分考慮すること。

・　蔵書は IC タグ管理とし、これに必要な機器類を設置するスペースを確保すること。なお、適当な数の自動貸出機や図書の自動検索用端末を設置できるように計画すること。

・　1 階部分の屋外（テラス）に面した配置とすることを基本とし、安全性に配慮した親子が安心して利用できる空間とすること。

・　キッズスペースは 100 ㎡程度の規模とし、靴を脱いで利用できる床の仕様として、屋内遊具等を適宜設置した空間とすること。

・　低い書架を配置して見通しをよくするとともに、デザイン性を意識し、子どもが絵本等に触れたくなる空間を演出すること。

・　明るく開放的な雰囲気で子どもが楽しみながら本が読める仕掛けや工夫を行うこと。

・　子どもへのお話し会や読み聞かせなどができるようなお話し室を、靴を脱いで利用できる床の仕様として、児童閲覧室やキッズスペースと相互利用しやすい位置に設けること。

・　お話し室は開放、閉鎖、暗転に対応した空間とすること。

○　お話しテラス

・　屋外でのお話し会が可能なテラス等の半屋外空間とすること。

■　市民交流・創造・発表・地域活動エリア

○　クリエイティブスタジオ・多目的室（400～450 ㎡程度）

・　1 室 30 ㎡～100 ㎡程度の規模で多目的に利用可能な室を 5～7 室程度設けること。

・　移動間仕切り等により 1 室の規模が可変な室を適宜設けるなど、目的にあわせて規模を選択できるよう、多用な規模のスペースを計画すること。

・　クリエイティブスタジオはそれぞれの室を、様々な創造的活動で活用が可能な仕様とし、以下の活用例を参考として具体的な活用方法を提案すること。

例：ものづくり・ハンドメイド（陶芸、編み物）

アート・表現（イラスト、写真、楽器）

デジタル・IT（プログラミング、動画編集、ブログ）

文章（俳句、エッセイ）

暮らし（料理、アロマ）

・　多目的室は運動、ミーティング、文化的活動等での利用を想定し、活動の種別にあわせた仕様の室をそれぞれ設け、鏡張り壁面のある室を 1 室以上設けること。

・　室外から利用状況が見えるような仕様とし、内部からカーテン等で遮ることも可能なようにすること。

・　想定する活動に応じた適切な遮音性を確保すること。

○　多目的ホール・控室（計 350～400 ㎡程度）

・　1 階に設けることで、屋内広場や屋内外の中間領域との一体的利用が可能な形態とするなど、多様なアクティビティの創出に寄与するような形態・配置とすること。

・　講演や講座、飲食を伴うイベント、音楽・ダンス等の発表、ワークショップ等の多様な市民活動ができるよう、適切な音響設備に加え、可動設備（ディスプレイやパーテーション）や収納可能な什器等を設けるなどの工夫をすること。

・　幕類などの簡易なもので吸音し、残響や音響を調整できるようにすること。

・　200 席程度の平土間形式（座席収納可）を基本とすること。

・　ステージに直接出入り可能な 50 ㎡程度の控室を計画すること。

・　椅子や机などの備品を収納するための備品庫を設けること。

■　コモンズエリア

・　屋外の図書館前広場やテラスなどの中間領域と一体的な空間とすること。

・　多用なアクティビティで思い思いにシェアしながら活用可能で、様々な居場所となるような空間とすること。

・　地域活動団体等による活動や学習成果発表、イベント等の展示が行えるよう、オープンギャラリーを 50 ㎡程度計画すること。

・　厨房・バックヤード・カウンターなど 50 ㎡程度のカフェの専用スペースを設けること。専用スペースは運営動線に配慮した配置とすること。

・　カフェの専用スペースに隣接して、イートインスペースや図書館利用者が休憩で利用できるテーブル席を設けること。

■　管理・運営エリア

○　事務所・バックヤード（200 ㎡程度）

・　職員等（25 人程度）の事務スペースとして利用できるようにすること。

・　快適な事務空間となるように計画すること。

・　空調、照明等の集中管理を行うための設備を計画すること。

・　館内案内を行える音響設備を計画すること。

・　事務所から開架閲覧・学習エリアや児童・親子エリア、市民交流・創造・発表・地域活動エリア、コモンズエリアの各エリアへのスムーズな動線確保に配慮するなど、業務の効率性を考慮した位置に配置し、できるだけ集約すること。

・　事務室のための書庫、前室、給湯スペース、更衣・ロッカー室、職員休憩スペースを設けること。

○　貸出カウンター・レファレンスコーナー

・　利用者の利便性を考慮して、レファレンスコーナーや貸出カウンターを施設内において適宜設け、図書の貸出・返却手続き、図書に関する相談ができるような計画とすること。

・　貸出カウンターは総合受付を設けるなど、業務の効率性を考慮するとともに、利用者にわかりやすいものとすること。

○　ボランティア室（30 ㎡程度）

・　ボランティア団体の活動場所として、会議や道具の保管・作成等に利用できるような計画とすること。

・　利用者が室内の様子が見えるような仕様とするとともに、必要に応じてカーテン等で室内を隠すことができるようにすること。

○　書庫（100～150 ㎡程度）

・　経年による蔵書の増に加えて、開館後のニーズや利用状況等を踏まえて収蔵能力を増加させる対応が可能な計画とすること。

・　蔵書資料の搬出及び搬入作業のための作業スペースを確保すること。

・　書庫内作業の削減による管理運営経費の低減に配慮した収蔵冊数とすること。

・　閉架図書の一部を公開書庫等として利用者が直接目視できるような配架を検討すること。

・　一般開架・閲覧室や児童閲覧室等からのアクセスに配慮すること。

・　本の適切な保存環境に必要な措置を講じること。

・　原則として手動式の可動書架による集密書庫とすること。

■　その他

・　開館時点における全館での図書資料の収蔵能力は 20 万冊以上とし、そのうち児童図書の割合を 35%程度とすること。なお、現在の北図書館の蔵書数は約 18 万 7 千冊であり、新図書館の開館時は概ね 16 万 3 千冊程度の蔵書数とすることを想定している。

・　施設出入口に BDS を設けるなど、図書の盗難防止措置を講じること。

・　１階の外部に面する場所に図書返却用ポストを設置し、館内から取り出せるようにすること。

・　収納や倉庫を適宜設けること。津波等一時避難場所としての収容人数の 10 分の 1 以上の数の携帯用トイレを収納できるようにすること。

・　利用者が安心して利用できる位置に、2 ブース以上を備えた授乳室を 1 室以上設け、調乳やおむつ交換も可能な設備を設けること。

・　ベビーカー置き場を適宜設けること。

・　急病人や気分が悪くなった人のための休養スペース（カームダウン・クールダウンスペース）を適宜設けること。

・　トイレは障がい者や子ども連れなど多様な利用者に配慮した計画とし、ユニバーサルシートを 1 か所以上設けること。

・　子ども用トイレを適宜設けること。

・　館内に設けるサインについては、わかりやすさやデザイン性に配慮しつつ、開館後の配置変更等に柔軟に対応できるよう、可変性を持たせたものとすること。

・　将来的に収納可能な蔵書冊数を増加可能な設計とすること。

・　館内に設ける案内等については、基本的にデジタルサイネージを活用することを想定しているため、適宜設置できるよう計画すること。

・　閲覧室や多目的ホール、屋内広場等に設ける主要な照明は、時間帯や利用状況に応じて照度や色温度等の調整ができるようにすること。

・　家具什器・備品等については、第 4-3-⑴-ア-(ｱ)に示す事業費の範囲内（建設費を含む）で、使用目的に沿った適切な機能を有する物品を、各室の用途や空間に相応しいデザイン、素材、色合いとなるよう配慮して計画することとし、機能等を満たしたうえで、事業者の提案により、各室の用途や空間に応じた造作家具設置による対応も可とする。また、財源として森林環境譲与税の活用を想定しているため、木材を最大限活用可能な計画とすること。

　なお、管理運営法人等が一般事務に用いる機器類（机・椅子など最低限必要なものを除く）や、カフェ等の運営及び専ら自主事業等のために用いるもの以外は、原則として市の負担で設置することを想定しているが、ＤＯ方式のメリットを活かした調達方法も含め、効果的な提案を期待する。

(2) 構造計画

ア　構造計画は建築基準法によるほか、日本建築学会諸基準、「2020 年版建築物の構造関係技術基準解説書（2018 年追補収録版）」（国土交通省住宅局建築指導課他編集）等に準拠することとし、耐震安全性は「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、令和３年版）における次の適用基準に基づいて計画すること。なお、これらの基準等の見直しが行われた場合には、変更後の基準に準拠すること。

(ｱ) 構造体安全性の分類　：Ⅱ類

(ｲ) 建築非構造部材耐震安全性能の分類　：B 類

(ｳ) 建築設備の耐震クラス　：乙類

イ　耐震安全性を確保するため、自重、積載荷重、地震荷重、風荷重、その他の荷重に対して、構造耐力上十分に安全な計画とすること。

大規模空間の天井の崩落対策については、平成 25 年 8 月 5 日付け「天井脱落に係る一連の技術基準告示」（国土交通省平成 25 年告示第 771 号他）に基づき適切な対応をとること。また、大規模空間の照明器具等高所に設置される物についても落下防止策を講じること。

(3) 設備計画

設備計画は、「建築設備計画基準」に準拠し、次の項目を考慮したうえで、電気設備、空気調和・換気設備及び給排水衛生設備の計画を行うこと。

ア　共通

(ｱ) 更新時の搬入出の考慮及び能力低下を極力少なくするような配置計画とすること。

(ｲ) 保守点検や修繕が容易に行えるよう、効率性等を考慮した計画とすること。

(ｳ) 省エネルギー、省資源を考慮するとともに、二酸化炭素排出量、ランニングコストを抑えた設備計画とすること。

(ｴ) 将来の機能向上や機器の増設の可能性を踏まえ、電灯及び動力の予備回線や、PS、EPS の予備スペース及び躯体の予備スリーブを確保すること。

(ｵ) 凍結防止対策を適切に講じること。

(ｶ) 各種スイッチやコンセント位置は使い勝手に十分配慮して計画すること。

(ｷ) 設備機器類の耐震設計については、「建築設備耐震設計・施工指針」によるものとする。なお、耐震クラスに関しては地震時あるいは地震後の用途を考慮して適用すること。

イ　電気設備

(ｱ) 幹線・動力設備

幹線経路は今後の運用・拡張性を考慮した計画とすることとし、ケーブルラック等で敷設すること。

(ｲ) 照明・電灯設備及びコンセント設備

a　照明器具、コンセント等は、子ども等の事故防止のため設置高さなどに配慮の上、各諸室の用途に応じた形式・容量や照度を確保し、必要な配管配線工事及び幹線工事を行うこと。非常用照明、誘導灯等は、関連法令に基づき設置すること。

b　照明器具は、原則として全てLED照明とし、容易に交換ができるよう配慮すること。

c　外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。

d　自然採光を積極的に取り入れるなど、照明負荷の削減について、十分配慮した計画とすること。また、昼光を利用した照明制御や、人感センサーでの照明制御などを導入し、省電力化を図ること。

e　各室において、照明の一括管理ができるようにすること。また、事務室においてもすべての照明や電源の一括管理ができように計画すること。

f　各室に必要に応じて適宜分電盤を設けること。

g　照明器具には、必要に応じて電球等の破損による破片の飛散を防止する保護装置を設けること。ただし、電球等の取替えや清掃が容易にできるよう工夫すること。

h　照明設備は事務室から遠方発停制御が可能であること。

i　屋外コンセントを適切に配置すること。

(ｳ) 情報通信設備

a　アクセスポイント等を設けて無線システムが利用できるよう整備すること（アクセスポイントの機器の調達及び設置、有線LANの配線等含む）。

b　アクセスポイント設置個所への電源コンセント敷設及びPOE（HUB）による給電を可能とすること。

c　ネットワーク技術の進歩に対応した配線交換が容易な設備を設置すること。

d　配線仕様は、提案時点の最新のもので計画すること。

e　インターネットに接続可能な光通信回線が複数引き込み可能な配管工事を行うこと。（将来的なOA拡充にも対応可能なように整備すること。）

(ｴ) 誘導支援・インターホン設備

a　インターホンは、IP電話システムで構築すること。

b　多目的トイレに緊急呼出ボタンを設け、異常があった場合に事務室に異常を知らせる表示盤を設置すること。

(ｵ) 電話設備、放送設備

a　電話設備は、空配管を敷設すること。停電時に電話設備用電源を確保すること。

b　各階に端子盤を設け集約し、保守メンテナンスを考慮すること。加えて、将来用のスペースは確保すること。

(ｶ) 受変電設備

a　受変電設備は、維持管理に配慮して計画するとともに、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン（令和２年６月　国土交通省住宅局建築指導課　経済産業省産業保安グループ電力安全課）」に基づき、建物２階以上への設置など、浸水被害を踏まえた対策を施すこと。

b　分電盤においては、電子機器等への被害防止のため、落雷対策を講ずること。

c　将来のトランス・ブレーカの増設及びサイズアップに配慮すること。また、キュービクル等の機器の搬入経路・配線ルートの変更増設を考慮すること。

d　引込柱からキュービクルまでのルートに予備配管を用意すること。

(ｷ) 太陽光発電設備

a　太陽光発電設備を設置すること。

b　太陽光発電設備の容量等については原則自施設で消費する電力分のみを設置することなど、本市の方針に準ずること。

c　電気使用量の見える化を図るため、発電量・電気消費量をモニター出力及びデータ出力できるものとすること。

(ｸ) 防犯・入退室管理設備

a　機械警備設備（別途工事）ができるようにセンサー用配線ルートを確保すること。

b　事務室内に緊急通報設備（県警ホットライン）を設けること。

c　来館人数が把握できるシステムを構築すること。

d　不審者侵入に対し館内で認識し対応できるシステムを構築すること。

(ｹ) 自動火災報知設備

消防法に準拠した設備を設置すること。

(ｺ) 舞台装置設備

a　舞台照明設備は、利用目的に応じたシステムを構築すること。

b　舞台音響設備は、利用目的に応じたシステムを構築すること。

ウ　空調換気設備

(ｱ) 空調設備

a　原則として、空調（冷暖房）設備は居室を対象とする。

b　各諸室の空調設備は、その用途及び目的に応じた空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。ゾーニングや個別空調の考え方について、災害時対応も含めて最適なシステムを提案すること。

c　可能な限り、諸室の静音環境を保つような設備計画に努めること。

d　多目的ホール等の大空間の空調設備については、省エネルギー、LCC 等を比較検討し、最適なシステムを提案すること

e　各諸室のほかに、事務室ですべての空調設備を集中管理できるものとすること。

f　屋内広場等の大空間は、自然換気が図られる等、夏の高温防止対策を講じること。

g　冷暖房設備は、室内の温度差が出ないように送風機等による空気循環を考慮するとともに、省エネルギーやランニングコストに配慮すること。

h　修理、更新に要する費用や時間を低減するため、空調機器は汎用品を選定すること。

i　リモコン取付位置は、利便性や諸室用途を考慮した位置とすること。

(ｲ) 換気設備

a　各諸室の換気設備は、その用途及び目的に応じた換気システムを採用し、シックハウス対応に十分配慮すること。また、全熱交換器や CO2 濃度センサー（制御）機能等による省エネルギーを考慮し、最適なシステムを提案すること。

b　給排気口は、粉塵・害虫・雨水の侵入を防止する構造とすること。

c　外気を取り込む換気口には、汚染された空気の流入を防ぐため、フィルター等を備えること。なお、当該フィルター等は、洗浄、交換及び取付けが容易に行える構造のものとすること。

d　多目的ホール等の大空間は、夏季の空調負荷低減や空調を使用しない中間期の室内環境に配慮した換気対策を講じること。

e　機械換気音に関して近隣への配慮に努めること。

f　リモコン取付位置は、利便性や諸室用途を考慮した位置とすること。

g　各諸室のほかに、事務室で全熱交換器等の設備を集中管理できるものとすること。

(ｳ) 自動制御設備

a　空調設備及び換気設備は、事務室から遠方発停、電源管理、温度管理、スケジュール設定等ができるものとすること。

b　空調機器と連動が必要となる換気機器については、連動制御が設定できるものとすること。

エ　給排水衛生設備等

(ｱ) 共通

a　屋外埋設配管は必要最小限となるよう計画すること。

b　１階及び地階に敷設する配管等は、原則、ピット内配管で計画すること。

c　ピット内配管はメンテナンス性を考慮した計画とすること。また、ピットは人通孔、手すり、連通管、給気管等を適切に設けるとともに、結露対策として防水仕様、排水設備等を設けること。

d　建物導入部等には可とう管を用いるなど、耐震性を考慮すること。

(ｲ) 給水設備及び給湯設備

a　直圧式（直結直圧式又は直結増圧式）と受水槽方式を比較検討し、施設に最適な給水方式を提案すること。

b　公園内の散水栓、給水スポット等の飲料水としての利用を想定する給水設備は、直圧式での給水とすること。

c　トイレ及び廊下手洗いの水栓は自動水栓とすること。なお、停電時でも利用できるよう掃除流し（スロップシンク）は手動水栓とする。

d　メンテナンス性及び非常時における図書館運営への影響が少なくなるよう考慮し、系統バルブを適宜設けること。

e　給湯設備については、省エネルギーやメンテナンス性を考慮した設備計画とすること。

(ｳ) 排水設備

a　汚水及び雑排水は、適切に下水道に接続すること。なお、排水に関しては、自然流下によることを基本とし、ポンプによる圧送はできる限り行わないこと。

b　必要に応じて、グリーストラップやプラスタートラップ等の阻集器を設けること。阻集器は防臭蓋とし、床面の水や砂埃等が流入しない構造とすること。

c　ドレン排水は、原則、排水桝へ排出されるよう計画すること。

d　敷地内は分流とし、汚水及び雑排水系統と雨水系統をそれぞれ独立して計画すること。各系統は最終排水桝で合流させ適切に下水道と接続し排水すること。

(ｴ) 衛生器具設備

a　衛生設備は、清掃等の維持管理が容易な器具及び機器を採用すること。

b　衛生器具類は、さまざまな年齢・属性の来館者が使いやすいものとし、かつ、節水型の器具を採用すること。

c　大便器は全て洋式とし、原則として暖房・洗浄機能付き便座とすること。

d　小便器は低リップ型の自動洗浄機能付きとすること。また、省エネルギー化を考慮し、発電機能付のものとすること。

e　トイレの衛生対策、特に臭気対策には万全を期すこと。

4　外構・公園・道路リニューアル

（1）基本的事項

ア　基本計画を踏まえ、大井戸公園の整備イメージは、次に示すゾーニング図のとおりとする。

イ　整備イメージ（ゾーニング図）を基本として、新図書館と一体的な魅力的な新図書館の外構計画及び公園のリニューアル計画とすること。

ウ　次項「公園施設の計画」に示す条件を基本とするが、基本計画に示す「まちづくりコンセプト」及び大井戸公園のコンセプトに沿って、その他必要な施設がある場合は、提案可能とする。

エ　本事業では、都市公園法第５条に基づく公園管理者以外の者の公園施設の設置等に係る制度を活用した、民間事業者の責任と負担により公園施設の整備・維持管理を行い、当該都市公園の機能の増進に資するような事業の実施について、管理運営計画策定過程において検討することとしており、管理運営法人等が自ら実施主体となることを想定した提案も可とする。（詳細は、要求水準書（管理運営等業務編）を参照すること。）

オ　大火災避難場所に位置付けている大井戸公園の防災機能を強化するために必要な設備を計画すること。

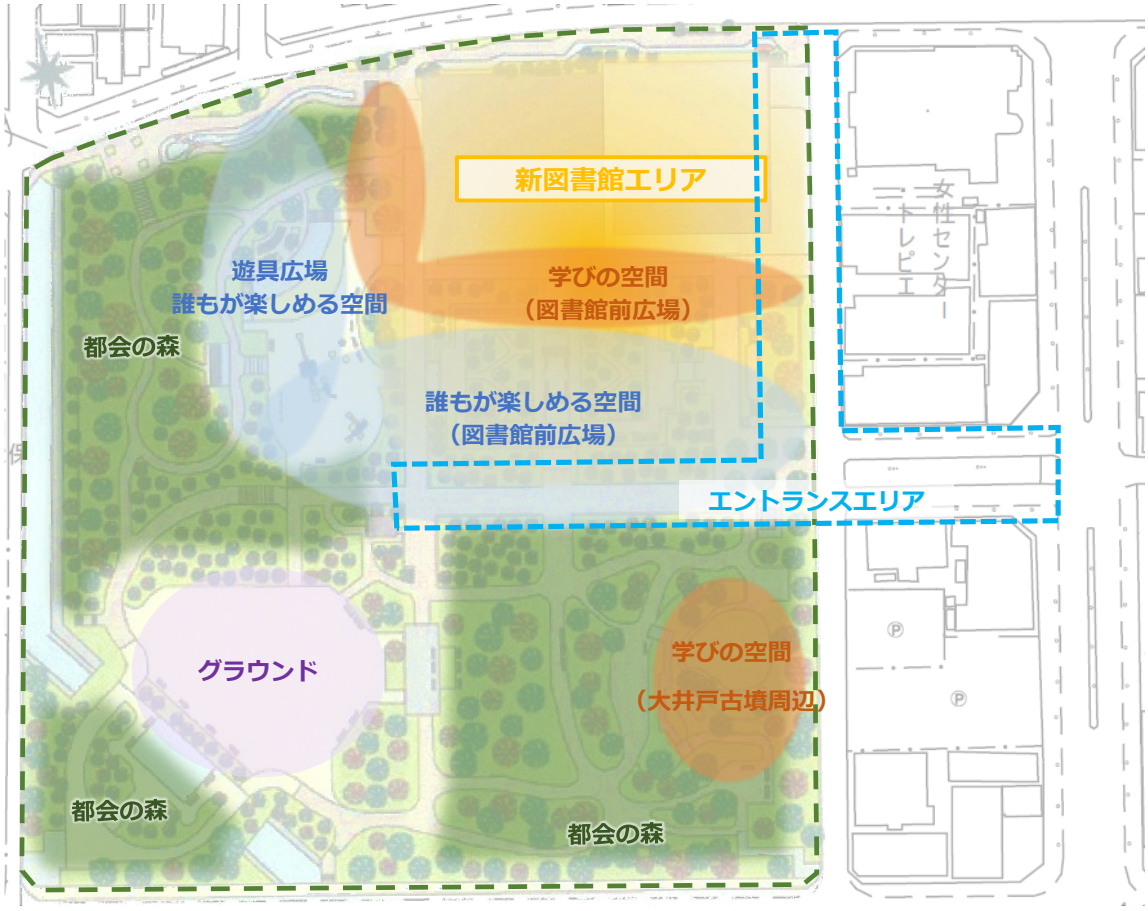

図　大井戸公園の整備イメージ（ゾーニング図）

⑵ 公園施設の計画

ア　図書館前広場

(ｱ) 新図書館の屋内共用空間と連続した屋外又は半屋外のテラス及びまとまった規模の広場を新図書館に隣接して計画すること。

(ｲ) テラスや広場を施設に面して配置し、来訪者が読書したり、読み聞かせ等の新図書館と関連したイベント等が開催できる「学びの空間」として計画すること。

(ｳ) 「誰もが楽しめる空間」として、日常的に子どもから高齢者まで市民が思い思いに過ごせる憩いの空間となるよう、芝生や植栽等によるランドスケープを意識した魅力ある広場を計画すること。

(ｴ) 「誰もが楽しめる空間」は、市民団体等が実施するイベントにも対応可能な多目的に利用できる広場として計画すること。

(ｵ) 現存する自然環境（樹木、バラ等）の保全に配慮しつつ活用することで、新図書館と公園との一体性や大井戸公園らしさを感じられる広場とすること。

(ｶ) 周辺道路やエントランスエリアから新図書館や広場への視線の抜けを確保し、安全で安心して利用できるとともに視認性の高い広場を計画すること。

(ｷ) 新図書館との動線計画において、利便性や安全性を考慮した配置とすること。

(ｸ) 図書館前広場は、新図書館の外構内又はそれ以外の大井戸公園の敷地内のいずれに計画してよいものとする。

イ　エントランスエリア

(ｱ) 大井戸公園北東角地から現在の公園東側エントランスまでの道路を含む区域や現在のメインの東西方向の園路、公園東側の道路付属の緑地空間を含む一団のエリアを新図書館と大井戸公園の「エントランスエリア」と位置付け、連続的な広場や歩行者空間を計画するとともに、植栽・道路空間の魅力化等を計画すること。

(ｲ) バラ園東側の見晴らし台は撤去すること。

(ｳ) 新図書館の東側道路沿いの石垣については、見通し確保のため、撤去することも可とする。

(ｴ) 撤去した石については、できる限り公園内で再利用する計画とすること。

ウ　その他アプローチ空間

(ｱ) 南東角の公園の出入口については、バリアフリー化するとともに、公園内部への見通しを確保すること。

(ｲ) 南西部の公園の出入口については、南西方面からの公園のエントランス空間として計画すること。

エ　都会の森（樹木、バラ園等）

(ｱ) 樹種、幹回り等育成状況を踏まえ、適切な樹木の配置を計画すること。ただし、寄付樹木（ソテツ）については、現地保存（移植可）を基本とすること。

(ｲ) 公園内の見通しを確保するため、既存樹木を適宜剪定するとともに、生育不良や根起こしなど、管理上支障となる樹木を必要に応じて撤去する計画とすること。

(ｳ) 既存のバラ園（園路沿いのバラも含む）の再編は可とするが、その場合は、公園全体で品種・本数の維持を基本とすること。

オ　遊具広場

(ｱ) 既存大型遊具 3 基及び鉄棒については、撤去は不可とし、移設は可能とする。

(ｲ) 既存のスイング遊具及び砂場については、撤去可能とする。

(ｳ) 全ての子どもたちが利用できる魅力的な遊具広場とするため、インクルーシブの観点を取り入れ、必要な設備、遊具の設置を新たに計画すること。

(ｴ) 遊具広場付近の藤棚（2 箇所、付属工作物を含む）を撤去すること。

(ｵ) 人研ぎ滑り台については残置することとし、改修する場合であっても、美装化程度とする。

カ　大井戸古墳周辺

(ｱ) 古墳周辺の池については、撤去し、古墳や周辺の緑地と一体的な修景とすること。

(ｲ) 祠は現況のままとする。

キ　グラウンド

(ｱ) 既存のグラウンドについては、現状機能の維持を基本とすること。

ク　園路及び休憩施設

(ｱ) エントランスエリアへのアプローチ空間から新図書館エリアや都会の森、遊具広場、大井戸古墳、グラウンド等を快適で魅力的な歩行者空間でネットワークすること。

(ｲ) 歩行者空間は、都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインに則り、だれもが移動しやすいようバリアフリー化に配慮すること。

(ｳ) 園路周囲の木陰になる場所にベンチ等、休憩施設を適宜配置すること。

ケ　水景施設

(ｱ) 公園北側にある既存のせせらぎ水路は廃止し、隣接の藤棚も除却する。

(ｲ) 新たな水景施設の整備（移設も含む）は可とするが、炎天下でも子どもが遊ぶことができるような設えや配置とすること。

コ　屋外トイレ

(ｱ) 公園中央にある既存の屋外トイレは解体撤去し、屋外トイレを新たに計画すること。

(ｲ) 設置場所はゾーニングに合わせて、効果的な場所に計画すること。

(ｳ) トイレの器具数は、次に示す標準トイレを参考に計画すること。

【公園の標準トイレ】
○男性トイレ 小便器３　洋風大便器１
○女性トイレ 洋風大便器３
○多目的トイレ　１

サ　駐車場

(ｱ) 新図書館の一般利用者向け駐車場を計画する場合は、計画台数の考え方も併せて提案すること。

(ｲ) 一般利用者向け駐車場の整備可能範囲は「新図書館エリア」内とし、設ける場合の市の想定駐車台数は最大 20 台程度であることを踏まえて計画すること。

(ｳ) 身障者用駐車場は、適宜設けること。雨天及び降雪時、利用者が駐車場から新図書館まで濡れずに移動できるよう屋根設置等の工夫を行うこと。

シ　駐輪場

(ｱ) 新図書館利用者向けの駐輪スペース（ミニバイク用駐輪スペースを含む）を、景観やデザイン性、利用者のアクセスに配慮して 200 台分以上設けること。なお、複数箇所に分散して設けることや、その一部又は全部を屋根なしの駐輪スペースとすることも可とする。

(ｲ) 公園利用者用の駐輪スペースは、新図書館の駐輪場との兼用を基本とし、それ以外にも園路に付属して適宜駐輪スペースを確保すること。

(ｳ) 公園東側にあるシェアサイクル用の駐輪スペース（約 33 ㎡：現状の占用面積）をメイン園路以外の場所に確保すること。

ス　管理事務所及び倉庫

(ｱ) 公園東側にある既存の倉庫は解体撤去し、新たに、大井戸公園の維持管理に必要な規模の管理事務所及び倉庫を計画すること。

(ｲ) 屋外トイレを含め、可能な限り集約化を図ること。

(ｳ) 管理事務所は、図書館内の一室として計画することも可とするが、公園、図書館相互に維持管理がしやすい配置とすること。

(ｴ) 公園管理事務所の床面積は現況（約 12 ㎡）と同等程度、倉庫は 40 ㎡程度を想定しているが、公園の整備内容や運営計画に係る提案を踏まえ、必要規模を適切に計画すること。

セ　サービスヤード

(ｱ) 新図書館の１階に搬入口を設け、近接して屋根付きのサービスヤードを計画すること。図書及び物品等の搬出入に使用するため、カートが搬入容易な設えとすること。

(ｲ) 現在は公園東側に管理車両が進入・停車するスペースがあるが、メイン園路沿いではなく、目立たないところに公園のサービヤードを計画すること。

(ｳ) 新図書館の管理車両用の入口と兼用とし、公園用サービスヤードとしての規模は、資材置き場６㎡程度、駐車スペース１台程度（塵芥車が駐車できるスペース）を確保し、資材置き場と駐車スペースの動線を考慮すること。

ソ　その他公園施設・道路

(ｱ) 公園内の看板はすべてリニューアルすること。

(ｲ) 公園内の時計は移設可とする。

(ｳ) 公園内の照明については、園路等の動線や公園の利用形態等を考慮し、適切な配置計画とすること。

(ｴ) 公園に隣接する道路部分については、現況幅員の範囲内で、公園の計画内容を踏まえた統一的な景観形成のため、連続性・一体性のあるデザインとすることとし、そのために必要な施設すべてを対象として計画すること。

第5 業務実施に係る要求水準

1　事前調査業務

(1)　設計業務の進捗に応じて、施工業務の実施に当たって必要となる事前調査（家屋調査等）の必要性について検討し、随時報告すること。なお、樹木に関する健全度や基本情報（樹種・高さ・幹回り寸法など）については、設計業務委託契約締結までに市が把握している情報（樹木の大まかな位置や管理樹木の基本情報等）を提供するが、不足する情報については、調査を行うこと。

(2)　事前調査が必要な場合で、特に予算化が必要となる業務については、判明次第速やかに報告し、調査に要する費用について積算を行い報告すること。

2　市民ワークショップ等の開催業務

(1)　本事業の内容について、市民・利用者の理解を深めるとともに、その意見を本事業の設計及び運営等に反映するための、市民ワークショップ等（3 回程度）を企画・提案し、開催すること。

(2)　設計法人は、この市民ワークショップ等について、管理運営法人等と連携して、次に示す事項を行うこと。

ア　広報

イ　設計内容をわかりやすく説明する資料の作成

ウ　ファシリテーション

エ　施設計画や技術面、事業費等の専門的観点を踏まえた運営

オ　議事録の作成

カ　その他円滑な運営に係る工夫

(3)　新図書館や公園の利用率や魅力の向上等に資する意見については、本市と協議の上、設計業務に適宜反映すること。

(4)　設計法人は管理運営法人等と協力して、多くの市民に周知できるニュースレター等のアーカイブ作成を行うこと（発行回数はワークショップ等の開催回数）。

３　大井戸公園内の既存施設の解体設計業務

⑴　屋外トイレや屋外倉庫、藤棚（遊具広場周囲の高台の２架及び北側せせらぎ水路沿いの１架）など、本事業の実施に当たり解体撤去が必要となる既存施設の解体撤去に係る設計を行うこと。なお、既存建築物のアスベスト調査については市が別途委託により実施する。

⑵　周辺の住環境に配慮した適切な工法選定と施工計画を踏まえた設計を行うこと。

⑶　解体設計に基づき、解体撤去に必要な費用を積算し、本市に報告すること。

４　新図書館の新築及び大井戸公園・一部周辺道路のリニューアルの基本・実施設計業務

（1）　業務の対象範囲

設計業務は、新図書館及び大井戸公園並びに一部の周辺道路を対象（「第４-1-⑵「設計業務対象範囲」参照」とし、その設計については、要求水準書（設計業務編）、業務提案書及び設計業務委託契約書に基づいて、設計法人の責任において基本設計及び実施設計を行うこと。

（2）　基本設計

ア　新図書館の設計については、プロポーザルにおける提案と異なる内容の計画とすることも含めて、本市や市民の意向を踏まえて柔軟に設計内容を本市と協議の上変更させながら進めること。検討過程においては、複数案についての計画図やパース、メリットデメリットの比較表を作成して本市と協議の上、基本設計の内容を確定させること。

イ　設計法人は、実施設計を行う前に、「別紙１－１建築設計業務特記仕様書」に示す基本設計の成果物を本市に提出し確認を受けること。なお、要求水準確認表の書式については、業務着手の前に本市と協議の上、適切に作成し提出すること。

ウ　本市が行う予定の基本設計の内容公表に向けて、本市が指定する時期までに必要な外観図、内観図、施設平面図等を電子データにて提出すること。

エ　公表用の資料等は、市民が期待感を持てるような、わかりやすさや親しみやすさを念頭に作成すること。

(3) 実施設計

ア　実施設計は工事の実施に向けて工事費内訳明細書を作成するために十分な内容とすること。

イ　設計法人は、本市に対し、設計業務の進捗状況を定期的に報告すること。本市は、設計業務の進捗状況及び内容について随時確認できるものとする。

ウ　本市が議会や市民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合、本市の要請に応じて説明用資料を作成するとともに、必要に応じて説明に協力すること。

エ　実施設計に伴う納まり調整は、要求水準書（設計業務編）及び基本設計で作成する図書に基づき設計法人において行うこと。

オ　実施設計の要求水準は要求水準書（設計業務編）及び基本設計で作成する図書により示す。

カ　基本設計で作成する図書に規定した仕様又はそれを上回る水準の仕様を提案して実施設計を行い、「別紙１－１建築設計業務特記仕様書」に示す実施設計図書を作成し提出すること。

キ　本事業の工事発注に係る本市による入札関連資料の作成に当たり、積算数量調書等の概要資料の作成等の支援を行うこと。

ク　要求水準確認表は、基本設計業務において作成した要求水準確認表に基づき、基本設計着手時からの経緯が分かるよう、同様の書式で作成すること。

ケ　本市が行う予定の実施設計の内容公表に向けて、本市が指定する時期までに必要な外観図、内観図、施設平面図等を電子データにて提出すること。

コ　公表用の資料等は、市民が期待感を持てるような、わかりやすさや親しみやすさを念頭に作成すること。

(4) 申請業務

ア　建築基準法第 18 条に基づく計画の通知（以下「計画通知」という。）などの各種行政手続等を、事業スケジュールに支障がないように実施すること。

イ　新図書館等の計画通知については、従来の公共施設整備事業と同様に、必要な図書等を本市に提出すること。

ウ　その他施設整備のために必要となる関係機関への各種申請等は、設計法人にて行うこと。

(5) 積算・コストマネジメント

ア　設計法人は、基本設計段階から工事費を次に示す想定金額以内に抑えるためのコストマネジメントの方法について、具体的な提案を行うこと。なお、国庫補助金（都市構造再編集中支援事業）や、内装・什器備品等への木材利用による森林環境譲与税の活用を想定していることに留意すること。

新図書館の新築（什器備品を含む）：4,884,000 千円（税込）

大井戸公園・一部周辺道路のリニューアル：917,400 千円（税込）

イ　賃金水準又は物価水準の変動により工事価格の増減が予測される場合は、積算について本市と協議すること。

(6) その他関連業務

ア　本市が実施する交付金及び補助金等申請関係書類等（都市構造再編集中支援事業補助金を活用予定）の作成に関し、交付・補助対象額及び交付・補助額の算定根拠（施設毎の工事費等の積算内訳書等）に係る各種資料等（位置図、配置図、平面図、面積表等の図書類等）の作成など、本市の支援を行うこと。

イ　本事業に関する議会等への設計内容に関する各種説明資料の作成に協力すること。

ウ　管理運営法人等が行う設計段階における「大井戸公園周辺の活性化検討業務」に関して、助言等技術的支援を行うこと。

5　関係者協議会支援業務

(1)　ＤＯ業務では、本市と管理運営法人等及び設計法人の連携が非常に重要となる。そのため、管理運営法人等、設計法人及び本市で関係者協議会を組成し、新図書館の竣工まで※の各種協議、連絡、調整は関係者協議会（四半期に１回程度を想定）において行うものとする。

(2)　本市が行う関係者協議会の運営において、資料作成や専門的見地からの助言等の支援を行うこと。なお、別途公募する施工法人については、本市と施工業務に関する契約を締結後、速やかに関係者協議会に参加することを想定している。

※：設計業務としては設計業務完了までとするが、別途契約する工事監理業務に基づき工事監理業務完了まで当該業務を行うこと。

６　工事監理業務（別途契約）

⑴　設計法人が行う設計業務の対象施設の工事に関して、適切に工事監理業務を実施すること。ただし、武庫之荘南部区画第４号線の南側歩道及び武庫之荘南部区画第５号線の北側歩道を除く道路部分については、当該業務の対象外とする。

⑵　建築工事については、建築基準法第５条の４及び建築士法第２条第７項に基づく工事監理業務とし、工事監理業務内容は、「建築工事監理業務委託共通仕様書」によるものとする。

⑶　土木工事については、兵庫県の「現場技術業務委託共通仕様書」によるものとする。

⑷　設計図書を作成したものとして要求水準書（設計業務編）及び設計意図を十分把握し、自らの責任により実施設計図書を監理し、必要に応じて、対象工事の施工者に対して適切に意図伝達を行うこと。

⑸　施工者による工事着手前に工事監理概要書（各種打ち合わせ・検査日程等、工事管理体制、工事監理業務着手届を明記した工程表を含む）を本市に提出し、承認を得ること。

⑹　施工者と協力し、定例会議を開催するとともに、出席すること。定例会議には本市も同席できるものとする。定例会議において工事の進捗状況等を報告するほか、本市から要請があった場合には適時報告、説明等を行うこと。

⑺　工事の期間中、工事監理の状況（施工計画書や施工図等の確認状況等を含む）を本市に定期的に（前項⑹の定例会議を含め毎月１回程度）報告するほか、本市の要請があったときには随時報告を行うこと。

⑻　関係機関との協議、各種法令手続等のための書類作成及び技術的協力、検査立ち会いを行うこと。

⑼　建築基準法第７条による建築物に関する完了検査の申請とこれに伴う作業等を行うこと。

⑽　本市による竣工検査までに監理者検査を行い、検査結果を本市に通知すること。その後、竣工検査に立ち会うこと。

⑾　本市による竣工検査の２週間前までに、工事監理報告書及び要求水準確認表を本市に提出すること。

⑿　工事監理業務の要求水準確認表は、設計業務において作成した要求水準確認表に基づき、基本設計着手時から実施設計、施工段階の経緯が分かるよう、設計業務と同様の書式で作成すること。

⒀　本市が行う予定の工事経過の公表に関して、設計法人は現場見学や工事通信等の広報を行うこととし、本市が指定する時期までにそれに必要な資料等を、市民が期待感を持てるような、わかりやすさや親しみやすさを念頭に作成し提出すること。